

補償基準で波状陳情

水俣病 互助会と会社、市

水俣病補償問題の早期解決を期するため国に対し公雪としての補償算定基準の提示を要請する声が一段と高まり、近く互助会をはじめ地元関係方面が国の各関係機関に波状陳情をかける。

水俣病補償問題はこれまで四回にわたる水俣病患者家族互助会とチツソとの補償交渉もいっこうに進展せず、チツソ側はかねてから「公害として認定した国が補償額の算定基準を提示してくれることが最も望ましい」との意見を主張、チツソ側に独自の立ち場での補償額提示が期待できず、最近で

は互助会をはじめ県、地元の市も国に対する算定基準の指導を要請する意見がさつに強くなっている。そこで互助会としても、三度目の正直として近く国に対し補償額の算定基準の提示を要請することになり、五日の臨時総会で十五日すぎに山本会長をはじめ交渉委員が上京、厚生省や通産省など政府の関係各省に陳情することを決めた。チツソ側もこれまで互助会とは別途に陳情していたが、今後はなるべく互助会と歩調を合わせて陳情する予定だという。

一方これまで補償問題について

は静観の立ち場をとってきた地元の水俣市も早期解決を期すためよい上陳情に乗り出し、六日はまず渡辺助役が上京、八日は山田衛生課長が上京して厚生省や通産省などを回り陳情する。

また寺本知事も六日予算折衝などの関係で上京したが、厚生省など水俣病関係の各省を回り再度陳情する予定。

今後は当事者はもちろん県市も協力して積極的に水俣病補償問題と取り組むことになった。